

別表第1（第6条関係）

天理駅前広場条例第7条の規定により占用して使用する場合における減免対象及び減免内容

番号	減免対象	減免の内容	
		野外ステージ及び設備	多目的広場（物品の販売を伴う使用の場合）
1	(1) 市が主催又は共催する事業 (2) コファン登録団体の使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除（入場料等を徴収する場合も含む）	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除
2	(1) 市内の幼稚園、保育園（所）、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等が主催の行事等での使用 (2) 市内に拠点を置く営利を目的としない団体等が主催する本市の地域振興に寄与する行事での使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除（入場料等を徴収する場合は全日において使用料総額の3/4を減免）	
3	(1) 県内（市外）の幼稚園、保育園（所）、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等が主催の行事等での使用 (2) 県内（市外）に拠点を置く営利を目的としない団体等が主催する本市の地域振興に寄与する行事での使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	平日において使用料総額の全額を免除、日曜日、土曜日及び休日において使用料総額の半額を減免（入場料等を徴収する場合は平日において使用料総額の3/4を減免、日曜日、土曜日及び休日において使用料総額の半額を減免）	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の半額を減免

4	(1) 本市の地域振興に寄与する 行事での使用	全日（平日、日曜日、 土曜日及び休日）に おいて、使用料総額 の半額を減免（入場 料等を徴収する場合 は全日において使用 料総額の半額を減 免）	
---	----------------------------	---	--